

書評

『フランス國際法年鑑』第三卷・第四卷

Annuaire Français de Droit International

Vol. III 1957 (1958, 999 p. XXIII)

Vol. IV 1958 (1959, 1003 p. XXVII)

(Centre National de la Recherche Scientifique)

桑原輝路

「フランス國際法年鑑」は一九五六年に創刊され、順調に刊行をつづけている。いまや同年鑑は國際法および國際關係論研究にとって不可欠の最重要文獻の一つにかぞえられるにいたっている。その發刊の由來、編集方針、性格等については、第一巻および第二巻を紹介した折に述べておいた(本誌 四〇卷三號)。

ここでは第三巻、第四巻をとりあげ、各巻の構成の順序にしたがい、そこに収録されている論說、記事等の執筆者、表題をもれなく記載することによって紹介にかえたいとおもう。各巻の構成については、創刊號以來の方法が大體において踏襲されている。すなわち

I ETUDES

II CHRONIQUES

- 1 國際判例
- 2 普遍的國際機構
- 3 歐洲機構
- 4 フランスに關係ある國際的諸問題
- 5 國際法に關連あるフランスの法令
- 6 國際法に關するフランスの判例
- 7 フランスの國際法の實行
- 8 國際的事件の年表

III BIBLIOGRAPHIES

- (1) 書評
- (2) フランス語で發表された國際法關係著書論文の體系目錄
- (3) 國際法關係資料の年代順索引
- (4) 教育と會議

このうち「フランスに關係ある國際的諸問題」は第三巻から新設されたものである。また「國際法に關連あるフランスの法令」は第四巻から姿をけしている。これは同種の資料を掲載してゐる「國際法一般雜誌」(Revue Générale de Droit International Public) 側との協定により廢止されたものであり、「年鑑」編集委員會は以後ドキュメントの掲載を原則としてさしひかえることに決めたとのことである。第一巻には「ドキュメント」という項目があったが、第二巻からはなくなっている。國際法關係フランス法令の廢止はともかくとして、條約、協定

等を対象とするドキュメントも、「發表の集中」にそう編集委員會の右の決定によって、今後、年鑑に期待することはできないようだ。第一卷の「ドキュメント」は條約、協定、決議、コミニケ等を対象としたものであり、その殆んどすべては内容的に少くとも「一般雜誌」との關係においては重複してはいなかった。同卷の「普遍的機構」の項には貿易協力機構設立協定の解説が掲載されていたのであるが、それと對應して「ドキュメント」の項に同協定全文が収録されていた。「一般雜誌」はこの協定をとりあげていなかった。これに反して第三卷では「歐洲機構」の項において、歐洲共同市場の諸問題がとりあつかわれているが、歐洲經濟共同體設立條約をあわせて参照できなかったことは不便であった。同條約もまた「一般雜誌」には掲載されていないのである。従って發表の重複は無駄なことではあるが、「國際法關係資料索引」によるドキュメントを直接に利用できないわれわれにとっては、他誌と重複しない範圍において、また他の諸項の記事との關連において必要とおもわれるものは、必要に応じて掲載してくれた方がありがたい。量的にいつて他誌ではとりあつかいにくいものも、必要な場合には年鑑がとりあげてくれたらなおさらよい。

第一卷、第二卷と比較して第三卷、第四卷の ETUDES 編の論説の数が約三分の一に減少したことも目立つ變化である。それにひきかえてかなり長い論説ものようになった。論説数の減少は、新設された「フランスに關係ある國際的諸問題」にフランス關係の論説がまとめられたためにもよるのである。

第三卷、第四卷を通して編別によるその内容を紹介しよう。まず第三卷の ETUDES 編には次の八つの論説がある。Cl. Chayet「簡略形式の協定」(三一—三頁) R. Ago「實定法と國際法」(一四—二二頁) G. Bertia「外交的保護の性質の研究への寄與」(六三—七二頁) M. Flory「アラブ的領域觀念とサハラ問題へのその適用」(七三—九一頁) G. Fischer「新生諸國へのフランスの技術援助」(九二—一〇七頁) D. Vignes「パント・ローレンス河の事業」(一一九—一三三頁) P. Vellas「農業國際關係における長期契約」(一三四—一四一頁) G. Fuchs「米洲平和委員會」(一四二—一四九頁)。第四卷には次の九論説がおさめられている。C. A. Colliard「國際法および國連憲章の實行における自治集團」(七一—三三頁) L. Focsaeanu「近東に關する《アイゼンハワー・ドクトリン》」(三三—一〇一頁) R. H. Mankiewicz「國際航空刑法の諸様相と諸問題」(一一一—一四三頁) D. Vignes「國際輸送における使用者の待遇の平等」(一四四—一五六頁) J. Soubeyrrol「國際法におけるバイブ・ラインの法的地位」(一五七—一八五頁) P. Ra-ton「飛び領土」(一八六—一九五頁) R. Dupuy「南極の地位」(一九六—二一九頁) L. Seidl-Hohenveldern「一九五七年六月一五日のオーストリア・ドイツ條約によるオーストリアにおけるドイツ財産の問題の處理」(二三〇—二四一頁) J. Lucien-Brun「ドイツおよびオーストリアにおけるコンコルダート問題」(二四二—二四七頁)。

つきに各卷の七八割の頁数をついでしている CHRONI-

QUES 編には、はじめにあげたような諸項目がふくまれていて、各項目別にみてみよう。

まず「國際判例」の項には、國際司法裁判所關係のものとして、第三卷には D. Lévy「ノルウェー公債に關する事件」(ノルウェー對フランス)——一九五七年七月六日の判決」(二五二—一六三頁)、M. Grawitz「インテルハンデル會社事件」(スイス對アメリカ)——一九五七年一月二四日の命令」(一六四—一七二頁)、D. Lévy「インド領土の通行權に關する事件」(ポルトガル對インド)——一九五七年一月二六日の判決」(一七三—一七五頁)が、第四卷には D. Vignes「未成年者の保護を規制するための一九〇二年の條約の適用に關する事件」(オランダ對スエーデン)——一九五八年一月二八日の判決」(二五〇—二五六頁)の判例研究がある。また仲裁裁判關係として、第三卷には A. Gervais「ラスノ湖水の利用に關するフランス・スペイン紛争を解決する一九五七年一月一六日の仲裁判決」(一七八—一八〇頁)、S. Breyfus「フランス・チュニジア仲裁委員會」(一八一—一八八頁)、R. Goy「フライミ・オアシス事件」(一八八—二〇五頁)、R. P.「一九五六年三月一日および一七日の仲裁判決」(ポルトガル對ユーゴスラヴィア)」(二〇五—二〇九頁)、第四卷には J. Barale「ドイツ外債に關する協定の仲裁裁判所の判決」(スイス對ドイツ)」(二六九—二八一頁)に關する研究がある。また調停委員會關係として、第三卷には M. Breton-Joki「イタリヤ・スイス常設調停委員會」(二一〇—二二二頁)、第四卷には M. Grawitz「チチ

オピアにおけるフランス財産に關するフランス・イタリヤ調停委員會の一九五六年三月一六日の判決」(二五七—二六八頁)、XXX「F. OABV 機事件」(モロッコ對フランス)」(二八二—二九五頁)に關する記事がある。そのほか歐洲石炭鐵鋼共同體司法裁判所關係として、第三卷、第四卷それぞれに判例研究があり(第三卷 J. Boulois, 二二—二三八頁 第四卷 三〇九—三二四頁)、また第四卷には J. Rivoir「歐洲石炭鐵鋼共同體司法裁判所に對する加盟諸國の國內法の影響の問題」(二九五—三〇八頁)という研究がある。また「國際連合行政裁判所の判例」、「國際労働機構行政裁判所の判例」の研究が、第一卷、第二卷にひきつづき掲載されている(第三卷 二二九—二五三頁、第四卷 三二四—三三九頁)。なお第三卷には以上のほかに G. Onac「ザール國際裁判所の判例」(二五四—二六二頁)、N. Q. Dinh「一九四五年以後の國內判例による國際機關の特權と免除」(二六一—三〇四頁)および D. Vignes「ジラード事件と外國領土に駐留するアメリカ軍の地位」(三〇四—三一四頁)がある。

つぎに「普遍的國際機構」の項であるが、ここには創刊號以來、とくに國際連合に關する極めて重要な、興味ある研究が發表されている。第三卷においては國連關係として L. Fossemann「國際連合内部法」(三一五—三四九頁)、J. Salmon「スエズ運河清掃の國際的作業」(三四九—三五九頁)、J. Dehaussy「國際連合國際法委員會の事業」(三五九—三七五頁)、G. Fischer「國際連合と國際原子力機關との協定」(三七五—三八

三頁)があり、そのほかに R. H. Mankiewicz「國際民間航空機構」(三八三—四一七頁)、『J. Cl. Groshens「國際金融公社」(四一七—四三五頁)および M. Bedjaoui「國際公務員の組合活動」(四三三—四四八頁)の諸研究がある。第四卷には國連關係として M. Virally のすぐれた研究「國連事務總長の政治的役割」(三六〇—三九九頁)および C. Chaumont「國連緊急軍に對する國連加盟國の法的立場」(三九九—四四〇頁)、『J. De Haussy「國連國際法委員會の事業」(四四〇—四五三頁)がある。また前卷に「國連内部法」すなわち國際連合の運営に關する規則(例えば總會の場合には憲章二一條にみられる「規則」)を對象にした研究があつたのに對し、第四卷には、例えば世界保健機構憲章二一條にみられる「規則」、すなわち國際機構の運営にはなく、加盟國の行動に關係ある規則、を採擇する國際機構の權限の問題をとりあつた M. Merle「國際機構の規則決定權」(三四一—三六〇頁)がある。そのほかに J. Salmon「バリのユネスコ本部の設置についての若干の考察」(四五三—四六五頁)および Ph. Beb A Don「リオデジャネイロ國際コーヒー會議」(四六五—四七六頁)の二篇がある。

つぎの「歐洲機構」の項においては、すでに第一卷、第二卷において歐洲審議會、歐洲經濟協力機構、北大西洋條約機構、西歐連合等についての研究が發表されていたのであるが、第三卷においては當然のことながら一九五七年三月二十五日にローマにおいてその設立條約が調印された歐洲經濟共同體及びユーラトムに關する諸研究がその大半をしめている。すなわち XXX

「歐洲經濟共同體——その制度的側面」(四九一—五一七頁)、『A. Coestre-Zigien「フランス議會における共同市場とユーラトム」(五一七—五三四頁)、『J. Carton「共同市場成立前夜における歐洲航空輸送の法的構造」(五三五—五五七頁)、『P. Monaco「共同市場域内における各國國內法の調整」(五五八—五六八頁)、『G. Vedel「ユーラトム條約における《所有權制度》(特殊核分裂性物質の所有權)」(五八六—五九六頁)。共同市場、ユーラトム關係以外としては、『R. J. Dupuy「歐洲人權委員會」(四四九—四七七頁)、『A. C. Kiss「歐洲居住條約と最惠國約款」(四七八—四八九頁)、『A. C. Kiss「歐洲紛争平和的處理條約」(四八九—四九一頁)および J. Doubilet「社會保障問題と歐洲石炭鐵鋼共同體」(五六八—五八五頁)がある。

つぎに第四卷においては、歐洲經濟共同體に關して B. Le Page「歐洲經濟共同體設立條約における共同市場の基本原則にもたらされる例外および制限」(五五五—五七五頁)、『B. Le Page「歐洲經濟共同體設立條約の漸進的適用制度」(五七六—五九二頁)、『P. F. Gonidec「共同市場への海外諸國の連合」(五九三—六二二頁)、『歐洲經濟共同體設立ローマ條約のガットによる検討」(六二二—六四四頁)の四研究があり、またユーラトム關係として、前卷の歐洲經濟共同體の制度的側面の考察と對應して XXX「ユーラトム諸機關の若干の面について」(五三三—五三九頁)があり、また G. Fischer「アメリカとユーラトムとの協力協定」(五四〇—五五五頁)の研究がある。そのほかに H. Golsong, A. C. Kiss「歐洲審議會と他の政府間機構

との協定」(四七七—四九二頁)、A. C. Kiss「歐洲犯罪人引渡條約」(四九三—四九五頁)、H. Wibringhaus「一九五五年七月五日—一九五八年七月五日間における歐洲人權委員會の事業と判例」(四九五—五一頁) および P. Heut「歐洲原子力機關とユーロケミック會社」(五一—五三五頁)の四篇がある。

つぎは第三卷から新設された「フランスに關係ある國際的問題」の項であるが、まず第三卷には P. F. Gonidec「從屬から自治へ——カメルーン・信託統治下の國家」(五九七—六二六頁)、P. F. Gonidec「トーゴ自治共和國の進化」(六二七—六三八頁)、M. Chretien「國際條約により外交使節および領事がフランスにおいて惠受している財政的免除についての資料的覺書」(六三八—六六七頁)、M. Guinard「空港に關するフランス・スイス協力」(六六八—六七七頁)の三篇がある。第四卷には一九五八年の新憲法に關連して A. Cocatre-Ziguen「一九五八年の憲法、國際法、對外關係および外交政策」(六四五—六五九頁)、F. Borella「一九五八年一〇月五日のフランス憲法における連邦主義」(六五九—六八一頁) および G. Fischer「ギニアの獨立とフランス・ギニア協定」(七一—七二二頁)の三研究があり、そのほかに A. C. Kiss「諸國間の融合とフランスの國際法の實行」(六八二—六九二頁)、J. L. Hautliet「國際河川の動力利用に關してフランスによって結ばれた諸條約」(六九二—七一頁)の二篇がある。

つづいて第三卷には、一九五七年度において官報に公布された「國際法に關係あるフランスの法令」の項(六七八—六八五

頁)がある。つぎの「國際法に關するフランスの判例」、「フランスの國際法の實行」および「國際的事件の年表」の諸項は兩卷共通であり、「フランス判例」の項(第三卷 六八六—七八〇頁、第四卷 七二三—七九〇頁)には、第三卷には「一九五六年の判例」、「II一九五四—一九五六年のフランス判例のなかにける戰爭法」(J. Muracciole)と「フランス判例ノート」(A. C. Kiss)が、第四卷には「判例通信」(J. Robert)と「フランス判例ノート」(A. C. Kiss)がある。つぎの「フランスの實行」(第三卷 七八〇—八四四頁、第四卷 七九一—八二六頁)は、第一卷、第二卷の紹介で述べたように「現代國際問題に對するフランス政府の法的立場」を明らかにすることを目的とするものであり、第三卷では一九五六年一〇月一日から一年間、第四卷では一九五七年一〇月一日から一年間の期間が對象とされている。CHRONIQUES 編の最後の項、「年表」は第三卷が一九五六年一〇月一日から一九五七年末まで、第四卷が一九五七年九月一日から一九五八年末までであり、重複の部分は前卷が概要となっている。

BIBLIOGRAPHIES 編は、はじめにあげたような諸項目をふくんでゐるが、まず「書評」(第三卷 九一—九三七頁、第四卷 八九七—九三五頁)においては、第三卷に六三冊、第四卷に四六冊の多數が極めて廣い範圍から選ばれ、とりあげられており、國際法および國際關係論の新文獻の指針として有益である。しかしながら年鑑のビブリオグラフィにおいて、それよりもさらに高く評價されなければならないのは、つぎの「體

系目録」(第三卷 九三八―九七八頁、第四卷 九三六―九七八頁)であろう。この目録は「Jeanne Lemarrrier 指導のもとに一三〇種類餘の著書、雜誌(たんに法律雑誌だけでなく、より一般的な雑誌、またはときおり國際的な法律問題を取りあつかうことのある各種の専門雑誌をもふくむ)その他から集められた國際法および國際關係の文獻(フランス語でかかれた)の目録であり、それが體系的に(一般、國際法の淵源、國際法の主体、一般的國際機構、地域的機構、國際公域、國際法の特殊問題、技術援助、紛争の平和的解決、安全保障、戦争法、内亂・叛亂、國際關係に分類され、さらにそれぞれが細分されている)整理されている。少くとも新しいフランス語の文獻の目録に關するかぎり、これほどゆきとどいたものは他にないであろう。毎卷その年度中に發表された關係文獻をこのように網羅的に、かつ體系的に、かなりの頁数をさいて掲載していることは、たしかにこの年鑑の一つの特色であり、またその利用價値を一段と高めるものであろう。なお「教育と會議」の項(第三卷 九一―九九頁、第四卷 九九六―一〇〇三頁)には、「第三卷に「フランスにおける國際法教育一九五六―一九五七年度」、「國際法學會第五八會期」、「歐洲石炭鐵鋼共同體に關するミラノ、ストレサ國際會議」および「ノーグ國際法アカデミー國際法・國際關係研究センター」の記事が、また第四卷には「フランスにおける國際法教育一九五七―一九五八年度」、「國際法協會第四八會期」、「政治學國際協會」、「法學國際協會」、「國際技術協力専門家養成センター」、「ニース法學研究院政治學高等研

究センター」、「ノーグ國際法アカデミー國際法・國際關係研究センター」および「エックス・マルセーノの討議と國際裁判の危機」についての記事がのっている。

卷末には、アルファベット順、引用判決、引用條約・協定等のかなりよく整った索引が付されている。

なお第四卷の卷頭に「ヨルジュ・セル教授の「イン・メモリアム」ジルバール・ジデル教授」があり、一九五八年七月二日に死去したジデル教授の輝かしい生涯と業績をたたえている。ジデル教授はこの年鑑の顧問でもあったし、また創刊號に序文をよせていた。

(一九六〇・八・五)(小樽商大講師)

K・A・エックハルト編『サリー法典』

K. A. Eckhardt, *Pactus legis Saliicae*.

I. Einführung und 80 Titel-Text. Göttingen. 1954. (I)

II-1. 65 Titel-Text. Göttingen. 1955. (II-1)

II-2. Kapitularien und 70 Titel-Text. Göttingen. 1956. (II-2)

Lex Salica, 100 Titel-Text. Weimar. 1953. (III)

(Germanenrechte. Neue Folge. Abteilung Westgermanisches Recht.)

石 川 操